

SOFTIC 判例ゼミ 2021 (第4回)

金魚電話ボックス事件

担当：大熊裕司、土方恭子

【事案の概要】

福島県いわき市在住の現代美術家である X 氏が制作した作品（電話ボックスに金魚が泳いでいるもの）について、同氏の作品と類似の作品を制作・展示した Y1 協同組合、Y2 に対して、著作権（複製権、翻案権については控訴段階で追加）、著作者人格権（氏名表示権、同一性保持権）を侵害している旨主張して制作の差止め、作品の廃棄、不法行為に基づく損害賠償請求を行った事案。

第1審では原告の請求が棄却され、控訴審では原告の請求が一部認められ、被告は上告受理申立てをしたが上告不受理決定がなされ、控訴審判決が確定した。

【登場人物】

- 原告：X 福島県いわき市在住の現代美術作家

- 被告：

Y1 協同組合

奈良県大和郡山市柳町にある個人、中小企業を組合員とする共同組合

Y2 大和郡山市の地域活性化を目的とする団体の代表者

★金魚部が制作した「テレ金」を金魚の会が譲り受け（金魚の会の代表者は Y2）、さらに Y2 が譲り受けた（所有権は協同組合）

- その他の関係者：

京都造形美術大学「金魚部」

金魚部の指導にあたった A 教授（Y2 と知り合い）

【時系列】

1998年（平成10年）

原告作品「メッセージ」の発表（金魚ではなくメダカやタナゴを泳がせていた）

2000年12月頃（平成12年）（遅くとも）

原告作品の発表（金魚を泳がせたもの）

その後も各地で原告作品の展示

2011年5月（平成23年）

京都造形美術大学の A 教授の指導のもと学生 6 名による金魚部の創設

同年10月

「2011年おおさかカンヴァス推進事業」と題するアートイベントにおいて

「テレ金」を発表、展示

原告は「テレ金」が原告作品と類似したため、主催団体に抗議

2012年3月（平成24年）

金魚部がイオンモール大和郡山で「テレ金」を制作展示

大和郡山お城まつりにて、大和郡山市役所前に「テレ金」を制作展示

同年7月

金魚部が「2012年おおさかカンヴァス推進事業」に「テレ金」を展示する

旨の告知、おおさかカンヴァス推進事業の Web サイトでも告知

原告は主催団体に抗議→辞退により展示中止

2013年3月（平成25年）

Y2 が代表の団体が中心になり、金魚部から「テレ金」の部材の提供を受けて、

大和郡山お城まつりにて、大和郡山城跡追手門前に「テレ金」を制作展示

同年10月

金魚部は活動を停止

テレ金は解体され、大和郡山の地元有志による「金魚の会」に引き継がれる
「奈良・町家の芸術祭 HANARART 2013」にて柳町商店街に「テレ金」の
部材を再利用して「テレ金」と同内容の「金魚電話」と題する美術作品の展示
A教授がキュレーターとして管理監督

原告は主催者に抗議→著作権侵害はないとの回答

同年12月（遅くとも）

Y2は、原告作品を知り、かつ、原告が著作権を主張していることも知った。

2014年2月（平成26年）

被告らが柳4丁目コーヒースタンド前（B運営）に「金魚電話」と同内容の「金
魚電話ボックス」の作品を制作設置

原告はY2に対し原告の著作物であると認めるよう求めたが、回答無

2017年3月（平成29年）

原告から被告協同組合に対し和解案の提示

共同作品とすること、電話ボックスの中味を原告のオリジナル作品にリニュー
アルすること、使用料や慰謝料は請求しないことを内容とする和解案

同年6月

原告、被告Y1、被告Y2、訴外B間で話し合いをし、著作権が原告にあるこ
と、被告Y2と訴外Bが作品の維持管理をすることについて合意

同年8月（平成29年）

作品の発案者が原告である旨の説明書が設置

同年10月

再出発のお披露目が被告協同組合によりキャンセル

同年12月

原告が被告Y1に協定案を記載した内容証明を送付

2018年4月（平成30年）

被告協同組合は、作品につき著作権侵害を否定しつつ、作品を撤去

同年 9 月

訴訟提起

2019年（令和元年）7月11日 第一審判決（奈良地裁）

2021年（令和3年）1月14日 控訴審判決（大阪高裁）

2021年（令和3年）8月25日 上告を受理しない決定により確定

【大阪高裁における裁判所からの釈明事項】

- ・（原告に対して）「制作」とはどのような行為（対象）か
- ・ 誰が侵害したか
- ・ 被告作品の所有者は誰か
- ・ 保管状況
- ・ 「金魚部」の作品は電話ボックス、ドアをそのまま使用、被告作品はアクリル板のように見えるがそれで良いか
- ・ 被告作品は、テレ金に比べて受話器からの気泡を目立つように変更しているが、変更する必要があったのか
- ・ 金魚の数をテレ金の時1000匹だったのを50～100匹に変更しているが、どのような理由か。

（本件では、被告は性能強化を図るためと説明していたが、死んでしまった金魚は4匹のみだったので、性能強化を図る必要がなかったのではいかと疑問が持たれた。）

【作品の比較】



原告作品



被告作品

「金魚電話ボックス問題と「メッセージ」」

(<https://narapress.jp/message/#history>) より引用

	原告作品	被告作品
1	公衆電話ボックス様 1段で正方形の棚板	公衆電話ボックスの部材を利用 2段の棚板(上段は正方形、下段は 三角形に近い六角形)
2	屋根は黄緑色	屋根は赤色
3	公衆電話は黄緑色	公衆電話は灰色
4	水は電話ボックス全体を満たして	水が電話ボックス全体を満たして

	おらず、上部にいくらかの空間が残されている	いる。
5		アクリルガラスのうちの一面に縦長の蝶番を模した部材が貼り付けられていた
6	公衆電話の受話器から気泡を発生	公衆電話の受話器から気泡を発生

【参考画像・金魚部が制作したテレ金】





本物の電話ボックスに 1000 匹の金魚を遊泳させ、大きな話題を呼んだ。作者の金魚部は、金魚すくいや餌用として大量に生産・消費される金魚のあり方を見直し、新しい日本の伝統文化として開花させることを目指している。金魚の代表的産地、大和郡山からの協力も得て、初めての大作に挑んだ大学 1 回生 6 人組。1

日に水を3回も換えるなど、金魚の快適空間維持には大変な苦勞が伴ったが、優雅に遊泳する金魚の姿は公園を訪れた人々の大人氣を博した。

「おおさかキャンバスウェブサイト」

(<http://osaka-canvas.jp/archive/project/osc2011/99/>) より引用

【争点】

1 著作物性について

◆ 条文

著作権法2条1項1号

著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

◆ 条文上の要件

- (1) 思想または感情を含む
- (2) 表現されたものであること
- (3) 表現に創作性があること
- (4) 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

◆ 裁判で問題になった点

- (2) 表現されたものであること

→表現・アイデア二分論

アイデアは保護せず表現のみ保護する

アイデアと表現をどのように区別するか

- (3) 表現に創作性があること

→表現の仕方が一義的で他の方法が無い場合には創作性がないとされる

◆ 裁判所の判断

原審（奈良地判 2019 年 7 月 11 日）→

・公衆電話ボックス様の造形物を水槽に仕立て、その内部に公衆電話機を設置した状態で金魚を泳がせていることについては、公衆電話ボックスという日常的なものに、その内部で金魚が泳ぐという非日常的な風景を織り込むという発想自体は斬新で独創的なものではあるが、これ自体はアイデアにほかならない。

・金魚の生育環境を維持するために、公衆電話機の受話器部分を利用して気泡を出す仕組みであることについては、多数の金魚を公衆電話ボックスの大きさ及び形状の造作物内で泳がせるというアイデアを実現するには、水中に空気を注入することが必須となることは明らかであるところ、公衆電話ボックス内に通常存在するものから気泡を発生させようとするれば、もともと穴が開いている受話器から発生させるのが合理的かつ自然な発想であり、アイデアがきまればそれを実現するための方法の選択肢が限られることから、この点について創作性を認めることはできない。

・公衆電話ボックス様の造作物の色・形状・内部に設置された公衆電話機の種類・色・配置等の具体的な表現において創作性を認めることができる。

控訴審（大阪高判 2021 年 1 月 14 日）→

原告作品の外観から 4 つの要素を取り出し、1 と 3 だけでは創作性を認めることはできないものの、4 を加えること、すなわち電話ボックス様の水槽に 50 匹から 150 匹程度の赤色の金魚を泳がせるという状況のもと、公衆電話機の受話器が、受話器を掛けておくハンガー部から外されて水中に浮いた状態で固定され、その受話部から気泡が発生しているという表現において、制作者の個性が発揮され、創作性があると判示。

- 1 電話ボックスの多くの部分に水が満たされている
- 2 電話ボックスの側面の 4 面ともアクリルガラス

- 3 その水中には赤色の金魚が泳いでおり、その数は展示をするごとに変動するが、少なくとも50匹多くて150匹程度
- 4 公衆電話の受話器が、受話器を掛けておくハンガー部から外されて水中に浮いた状態で固定され、その受話部から気泡が発生している。

2 著作権侵害について

◆ 権利侵害の要件

- (1) 依拠性
- (2) 類似性
- (3) 利用行為

◆ 裁判で問題になった点

- (1) 依拠性

被告作品が原告作品に依拠して制作される

ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件（最判昭和53年9月7日）

著作物の複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製すること

- (2) 類似性

表現上の本質的特徴の直接感得

パロディ＝モンタージュ事件（最判昭和55年3月28日）

自己の著作物を創作するにあたり、他人の著作物を素材として利用することは勿論許されないことではないが、右他人の許諾なくして利用をすることが許されるのは、他人の著作物における表現形式上の本質的な特徴をそれ自体として直接感得させないような態様においてこれを利用する場合に限られる。

江差追分事件（最判平成13年6月28日）

言語の著作物の翻案（著作権法27条）とは、既存の著作物に依拠し、か

つ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう。そして、著作権法は、思想又は感情の創作的な表現を保護するものであるから（同法2条1項1号参照）、【要旨2】既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案には当たらないと解するのが相当である。

◆ 裁判所の判断

原審（2019年7月11日）→

①造作物内部に二段の棚板が設置され、その上段に公衆電話機が設置されている点②同受話器が水中に浮かんでいる点は共通しているが、①については我が国の公衆電話ボックスでは上段に公衆電話機、下段に電話帳等を据え置くため、二段の棚板が設置されているのが一般的であり、二段の棚板を設置してその上段に公衆電話機を設置するという表現は、公衆電話ボックス様の造作物を用いるという原告のアイデアに必然的に生じる表現であるから、この点について創作性は認められない。②については、具体的表現内容は共通していると言えるものの、原告作品と被告作品の具体的表現としての共通点は②のみであり、この点を除いては相違しているのであって、被告作品から原告作品を直接感得することはできない。

控訴審（2021年1月14日）→

共通点である、①公衆電話ボックス様の造作水槽に水が入れられ、水中に主に赤色の金魚が50匹から150匹程度泳いでいること

②公衆電話機の受話器がハンガー部から外されて水中に浮いた状態で固定され、その受話器部分から気泡が発生していること

は、原告作品のうち表現上の創作性のある部分と重なる。

相違点である①公衆電話機の機種が異なる②公衆電話機の色が異なる③電話ボックスの屋根の色が異なる④公衆電話機の下の棚が異なることは、いずれもありふれた表現であるか、鑑賞者が注意を向けない表現にすぎない。

受話器が水中に浮いた状態で固定され、その受話器から気泡が発生しているという点について創作的表現と評価するか否かが異なっている。

【参考裁判例】

みずみずしいすいか事件

第一審（東京地判平成11年12月15日判時1699号145頁）

「確かに、原告写真と被告写真とは、中央前面に、大型のスイカを横長に配置し、その上に薄く切ったスイカを六切れ並べたこと、その後方に楕円球及び真球状のスイカを配置したこと、緑色をした丸いスイカと扇型に切った赤いスイカとの対比を強調していること等において、アイデアの点で共通する。しかし、右共通点は、いずれも、被写体の選択、配置上の工夫にすぎず（しかも、前記のとおり、細部において大きく相違する。）、右の素材の選択、配置上の工夫は、写真の著作物である原告写真の創作性を基礎付けるに足りる本質的特徴部分とはいえない（原告が撮影するに当たりさまざまな工夫を凝らした撮影時刻の決定、露光、陰影の付け方、レンズの選択、シャッター速度の設定、現像の手法等によって生じた創作的な表現部分こそが、原告写真の特徴的部分であるということができ、この点で、両者が異なることは、前記④、⑤で指摘するまでもなく明らかである。）。」

第二審（東京高判平成 13 年 6 月 21 日判時 1765 号 96 頁）

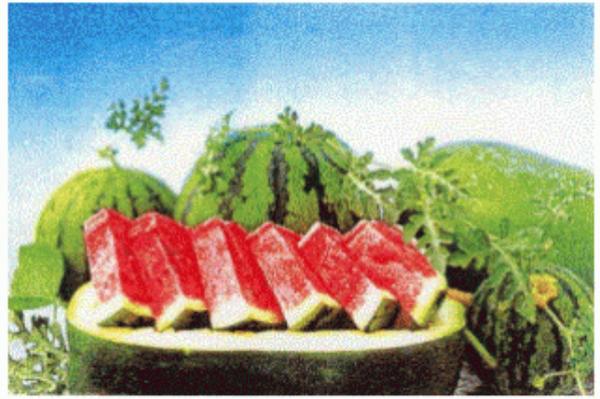
「本件写真は、そこに表現されたものから明らかなとおり、屋内に撮影場所を選び、西瓜、籠、氷、青いグラデーション用紙等を組み合わせることにより、人為的に作り出された被写体であるから、被写体の決定自体に独自性を認める余地が十分認められるものである。したがって、撮影時刻、露光、陰影の付け方、レンズの選択、シャッター速度の設定、現像の手法等において工夫を凝らしたことによる創造的な表現部分についてのみならず、被写体の決定における創造的な表現部分についても、本件写真にそのような部分が存在するか、存在するとして、そのような部分において本件写真と被控訴人写真が共通しているか否かをも検討しなければならないことになるものというべきである。」

「以上によれば、被控訴人写真は、本件写真の表現の一部を欠いているか、本件写真を改悪したか、あるいは、本件写真に、些細な、格別に意味のない相違を付与したか、という程度のものにすぎないのであり、しかも、これらの相違点は、そこから被控訴人 B 独自の思想又は感情を読み取ることができるようなものではない。

前述したとおり、本件写真は、作者である控訴人の思想又は感情が表れているものであるから、著作物性が認められるものであり、被控訴人写真は、本件写真に表現されたものの範囲内で、これをいわば粗雑に再製又は改変したにすぎないものというべきである。このような再製又は改変が、著作権法上、違法なものであることは明らかというべきである。」



《原告作品》



《被告作品》

ディスカッションポイント

1 原告作品に著作物性を認めることに賛成でしょうか？反対でしょうか？

それぞれの立場から、意見（反対意見に対する言及も含めて）を述べてください。本件では、現代美術（レディーメード作品）の著作権侵害が問題となったことは、判断に影響しますか。

2 仮に、控訴審のように原告作品の著作物性を認めたとして、被告作品で泳がせている金魚の数が異なる場合、類似性は認められるでしょうか？

3 仮に、控訴審のように原告作品の著作物性を認めたとして、被告作品で泳がせている金魚の種類が異なる場合、類似性は認められるでしょうか？

4 参考裁判例で取り上げた「みずみずしいすいか事件」について、類似性を否定した原審と、類似性を肯定した控訴審のいずれの見解に賛成しますか？

5 被告の不誠実な対応が控訴審で原告の逆転勝訴となったという指摘もありますが（判決で明言しているわけではありませんが、「依拠について」の部分を参照）、このような考慮についてどのように考えますか？